

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640</a>

冲繩住民補償要請書

(新約開港)

極  
秘  
無期限  
20 部の内  
13 号

秘  
無期限

沖縄住民の補償要求問題について

4510.7  
条約局

沖縄復帰に関連して沖縄現地が処理を求めている補  
償要求問題につき、主として本年8月31日付け「琉  
球政府立法院決議」（以下決議と略称）及びこれまで  
に、沖縄土地連が日本政府関係機関等に提出した「軍  
用地問題に関する提議書」（以下提議書と略称）に基  
づき、問題を項目別に整理すれば下記のとおり。（な  
お、これら以外にも、現地側が今後新たに持ち出すも  
のがないとは断じえないし、また、戦時中国家総動員  
法の発動により侵害された権利の補償等もつばら日本  
政府による措置に対する要求もある。）

1 軍用地復元補償（決議一の6、提議書三の1）

請求者の主張（日米両政府への要求）

1950年6月30日以前に形質変更を受け、

かつ1961年7月1日以降に解放された軍用地

の復元補償については、布令20号（米軍用地の

賃借及び収用に関する現行法令）に基づく法的救

済の途なしというのが米側従来の見解である。し

かし、右期間中に形質変更を受けた軍用地でも、

1961年6月30日以前に解放されたものについ

ては、布令60号（いわゆる講和前補償問題解決

のための布令）に基づき見舞金（額：

2,518,718.7ドル）の支払が行なわれた経緯が

ある。よつて、1961年7月1日以降現在まで

に既に解放された軍用地及び今後解放される軍用

地に關しても、上記期間中の形質変更に対する補

償の途を講ずべきである。

請求額

1969年6月30日以降解放分

： 3,461,546.31ドル

それ以前（ただし、61年7月1日以降）解放分  
： 947,290.25ドル

合 計 : 4,408,836.56ドル

（ソース：沖縄市町村軍用地地主会連合会）

#### 現地法令上の根拠

な し。

（注）なお、提議書は沖縄復帰後の復元補償問題についても触れ（提議書三の2）、「復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にしてもらいたい。」旨述べている。

#### 問題点

同じく1950年6月30日以前に形質変更を受けた軍用地でありながら、1961年6月30日（この期日は便宜的に定められたものと考えられ、合理的な根拠は見出しえない）以前に解放されたものはいわゆる講和前補償により復元費用に

4  
関する見舞金を受け、1961年7月1日以降に解放されたものについては何らの措置もとられないのは（法的根拠を欠くとはいえ）衡平の見地から問題があるので、米側に対し、講和前補償の先例にならい、地主は見舞金が支払われるべきことを主張すべきものと考えられる。

なお、上記（注）の沖縄復帰後の復元補償問題については、日米いずれか両政府によるかは別として、地主に対しては妥当な措置がとられることとなろう。

#### 2 講和前人身損害補償（決議一のII）

##### 請求者の主張（日米両政府への要求）

1945年8月16日以降1952年4月27日までの期間に、米軍人、軍属の行為により人身損害を受けた者に対しては、布令60号（講和前補償）に基づき、見舞金（総額：831,032.69ドル）の

支払が行なわれたが、1961年6月30日までに届出なかつた者は、同布令に基づく見舞金の支払に均てんしなかつたので、これらの者に対しても補償の途が講じられるべきである。

#### 請求額

死亡者 : 280,449.41ドル

傷害者 : 293,504.77ドル

合 計 : 573,954.18ドル

(ソース：講和前人身損害未補償者連盟)

#### 現地法令上の根拠

なし。

#### 問題点

講和前補償の見舞金支払が行なわれた際何故これら請求者が補償洩れとなつたかは、必ずしも明確でなく、また、一律の事情によるものでもないと思われるが、いずれにせよ、米側の責に帰すべ

き事由を見出だすことは困難とみられる。他方現地関係者は、「講和前人身損害未補償者連盟」を結成し、具体的要求額を掲げていることでもあり、人道上の問題なるにかんがみ、日本政府において適當な措置をとらざるをえまいと考えられる。

#### 3 軍用地通損補償（提議書七）

##### 請求者の主張（日本政府への要求）

1950年6月30日以前に軍用地に加えられた通常の損害については、いわゆる講和前補償により水利補償、残地補償、離作補償等の見舞金が支払われているところ、現行の布令20号（軍用地賃借収用関係布令）によつてはカヴァーされえないこの種の通常の損害についても、補償の途を講ずべきである。

#### 請求額

不明。（1960年に琉政法務局が市町村に依

頼して調査した結果が、同局土地課にあるが未集計であり、目下関係団体が新たに調査集計中なる  
趣)

#### 現地法令上の根拠

なし。

#### 問題点

現地法令（施政権者の布告布令）にも組み入れられていないこの種の補償の処理については、現地側も米側による措置を期待していない。手当をするか否かは日本政府の意向いかんによる。

#### 4 軍用地賃借料増額請求（提議書二）

##### 請求者の主張（日本政府への要求）

現在の軍用地賃借料は不当に低いので、さかのぼつて適正補償の途が講じられるべきである。

##### 請求額

現行法令のわくをこじた賃借料増額要求一般に

については単にばく大な損失としているのみで具体的な要求額は示されていない。（ただし、カナダ軍用地について周辺市街地の急速な発展との見合において現行法令のわく内で調整を求め土地裁判所に訴願係属中のものが9,616件、合計2,020,000ドル（年間）ある。）（ソース：琉政法務局土地課）

#### 問題点

賃借料増額要求  
本件についても上記通損害賃の場合と同様手当をするか否かは日本政府の意向によることとなるが、ただ、かかる要求に応ずることとなれば、問題が他の分野に波及する可能性が大であり（たとえば、軍労務者は、労務賃金が不当に低かつたのでさかのぼつて適正補償せよ、と主張することとなろう）、慎重に対処する要があろう。

5 基地公害補償（決議一の2，提議書四）

請求者の主張（日米両政府への要求）

〔爆音及び油脂汚染等いつさいの基地被害の防止

対策並びにその被害に対する補償を即時実施すること。  
と。基地地域住民の民生安定を図るため、すみやか  
に必要な措置を講ずること。」

問題点

復帰前の問題については、外国人賠償法の対象に

なるものはこれにより解決が図られる問題である。  
(基地周辺の水質汚染、航空燃料流出等に対して外

国人賠償法により補償が行なわれた例あり。)

復帰後の基地公害の問題は本土と同様の手当てが  
行なわれることとなる。

6 潟れ地の補償（決議一の10）

請求者の主張（日米両政府への要求）

「戦時中あるいは講和発効前に日本軍、米軍若し

くは行政官庁によつて拡張又は新設された政府道、

市町村道、農道及び河川等による潰れ地が、現在ま  
で政府道の一部を除いてなんらの補償もされずに放  
置され関係地主に大きな損害を与えている。-----

現在の琉球政府の財政事情や貧弱な市町村財政では  
この問題の早期解決は困難である。これら潰れ地の  
補償問題の多くは、沖縄において、終戦処理がなん  
ら考慮されなかつたことに基因するものであり、當  
然に日米両政府の責任において処理されるべきであ  
る。」

請求額 不明。

問題点

琉球政府道、市町村道等による潰れ地の補償は琉  
球政府、当該市町村等によつて行なわれるべき性質

のものであり、私有財産尊重の見地から当然解決されなければならない問題であるが、日米間の話し合いの対象とするべき性質のものではない。

#### 一 7 その他

なお、決議、提議書ともに触れていないが琉球政府が沖縄復帰準備委員会地位協定小委員会に提出した資料に掲げられているものには下記(1)及び(2)がある。

##### (1) 漁業補償

##### 請求者の主張

1945年8月16日以降1952年4月27

日までの期間における米軍の演習等による漁業損害（当該水域で操業し得なかつたことに基づく沿岸漁業の減収）に対しては、布令60号（講和前補償）に基づき、見舞金（総額：562,607.

11

00ドル）の支払が行なわれた経緯がある。よつて、講和後の漁業損害に対しても同様の補償の途を講ずべきである。

##### 請求額

1970年までの分合計：19,659,823.45ドル

（ソース：地主会連合会）

##### 問題点

本件は実体的に不明な点がきわめて多く、現在なお調査中であるが、いずれにしても(1)漁業権の有無にかかわらず、米軍の演習による現実の漁業損害の補償要求の問題か、(2)琉球漁業法（民立法）上の漁業権の行使と米軍の海上演習との衝突から生ずる権利侵害の救済の問題と考えるべきものであるとみられ、今後さらに検討を要する問題である。

12

(h) 講和後の不法行為（人的、物的）に関する補償

請求者の主張

講和後の米軍人軍属の不法行為による人的、物的損害に対しては、外国人賠償法に基づき賠償が行なわれているところ、かかる手続にもかかわらず、合意に達せずまだ解決をみていない請求事案については、なんらかの補償の途を講ずべきである。

請求額

人身損害関係請求額合計： 17,971.4 / ドル

（ソース：琉政）

現地法令上の根拠

外国人賠償法

問題点

未解決の請求事案の内容については、単に手続

上時間がかかっているものか、又は、米側の提示した金額に請求者が満足せず実体的に未解決のか等必ずしも明らかではないが、前者であれば復帰後における米側による支払を確保するための支払手続につき日米間で合意しておけば足りる。

外務大臣  
大平正芳閣下

北寧へアメリカ局長  
参事官  
北米オ一課長  
軍地連発第 74号  
昭和47年8月2日

沖縄市町村軍用地等地主会連合会  
会長 比嘉貞信  
印  
中 地主会連合会  
印  
沖縄市町村

復元補償費の早期支払について(要請)

沖縄における軍用地は、第二次世界大戦中、米軍の沖縄占領により接収され、今日まで引き続き使用されてきたものであります。

これらの軍用地の大部分は、米軍の基地建設のため、コンクリートやアスファルト等が敷きつめられ、又は農地の表土が除去される等、まるかげもなく、接収当事の原状が失われております。

この種の軍用地が土地所有者に返還される際の復元補償については、米合衆国が布令20号及び60号に基づく処理解決を図つてきましたが、1950年7月1日以前に損害が加えられ、1961年7月1日以後1972年5月14日までに返還された軍用地については、前記布令等の適用による解決ができなかつたため、関係土地所有者は、今もつて莫大な損害を余儀なくされている実情にあります。

本会としても、この問題の早期解決について、これま

で日米両政府にその善処方を強力に要請し続けてきたところですが、幸いにして、このたびの沖縄返還協定第4条3項の規定により、関係土地所有者の要求する補償とは異なるが「米国政府が土地の原状回復のための自発的支払いを行う」ことが明確にされたため、関係土地所有者は該補償の早期実現を待望しているところであります。

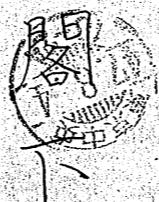
については、該補償費の処理にあたる関係機関を早急に設置して戴き、一日も早く関係土地所有者への補償支払いが開始できるよう、貴職の特別なる御高配を賜わりたく要請いたします。

なお、本件に対して回答、御連絡がいただければ幸いに存じます。

東京都千代田区霞が関二二二

外務省

外務大臣 大平正芳



〒900

沖縄県那覇市久米二丁目七番地の二

沖縄市町村軍用地等地主会連合会

電話 那覇 ⑩<sup>◎</sup>  
○六六二  
六二二  
四七七〇  
一六